

国民健康保険運営協議会資料

平成 26 年 10 月 20 日開催

1 国民健康保険税課税限度額の改定について

(1) 改定の要旨

国民健康保険税の課税限度額については、被保険者間の保険税負担の公平の確保と中所得者層の負担軽減を図るため、平成 25 年度に地方税法施行令が改正され、後期高齢者支援金等課税額が「14 万円」から「16 万円」へ、介護納付金課税額が「12 万円」から「14 万円」へそれぞれ引き上げられている。

本市においても、地方税法施行令の改正に合わせ、課税限度額を改定するものである。

施行期日 平成 27 年 4 月 1 日

(2) 改定案

(単位：万円)

区 分	現 行 の 課税限度額	法令上の課税限度額		引上額
		改正前	改正後	
基 礎 課 税 額	5 1	5 1	同左	—
後 期 高 齢 者 支援金等課税額	1 4	1 4	1 6	2
介護納付金課税額	1 2	1 2	1 4	2
計	7 7	7 7	8 1	4

(3) 改定に伴う保険税の年間増加見込み額

区 分	対象世帯数 (世帯)	対象世帯の 割合 (%)	金 額 (千円)
後 期 高 齢 者 支援金等課税額	2, 0 3 7	4. 4 %	3 5, 4 3 0
介護納付金課税額	4 7 6	2. 2 %	8, 0 2 0
計			4 3, 4 5 0

※ 平成 2 6 年 9 月上旬現在の被保険者（支援 46,704 世帯、介護 21,234 世帯）により試算。

(4) 本市の改定状況の推移

(単位：万円)

年度	基礎課税額		後期高齢者 支援金等課税額		介護納付金課税額		合 計	
	限度額	法定額 (差額)	限度額	法定額 (差額)	限度額	法定額 (差額)	限度額	法定額 (差額)
19	53	56 (3)			8	9 (1)	61	65 (4)
20	47	47 (0)	12	12 (0)	9	9 (0)	68	68 (0)
21	47	47 (0)	12	12 (0)	9	10 (1)	68	69 (1)
22	47	50 (3)	12	13 (1)	9	10 (1)	68	73 (5)
23	50	51 (1)	13	14 (1)	10	12 (2)	73	77 (4)
24	51	51 (0)	14	14 (0)	12	12 (0)	77	77 (0)
25	51	51 (0)	14	14 (0)	12	12 (0)	77	77 (0)
26	51	51 (0)	14	16 (2)	12	14 (2)	77	81 (4)

※ 着色部分は、改定年度

(5) 各市の状況

① 基礎課税額

課税限度額	平成 24 年度 (51 万円)	平成 25 年度 (51 万円)	平成 26 年度 (51 万円)
51 万円	2 7	2 8	3 2
50 万円	6	7	3
49 万円	2	1	3
48 万円	—	—	—
47 万円	3	2	—
計	3 8 市	3 8 市	3 8 市

② 後期高齢者支援金等課税額

課税限度額	平成 24 年度 (14 万円)	平成 25 年度 (14 万円)	平成 26 年度 (16 万円)
16 万円	—	—	2 3
14 万円	2 7	2 8	1 1
13 万円	5	6	4
12 万円	6	4	—
計	3 8 市	3 8 市	3 8 市

③ 介護納付金課税額

課税限度額	平成 24 年度 (12 万円)	平成 25 年度 (12 万円)	平成 26 年度 (14 万円)
14 万円	—	—	2 3
12 万円	2 7	2 9	9
11 万円	—	1	3
10 万円	6	5	3
9 万円	5	3	—
計	3 8 市	3 8 市	3 8 市

(6) 限度額（医療分＋支援分＋介護分）の引上げの影響

